

令和6年度指導者養成事業（講習会開催助成・研修派遣助成） 実施要項

1 事業目的

本市スポーツの活性化と競技水準の向上のため、多様なニーズ・役割に応じて適切な指導ができるスポーツ指導者の養成と指導力の向上を目的とする。

2 事業概要

加盟競技団体が実施する指導者養成や育成のための事業に対して、その必要経費の一部を総予算の範囲内で助成する。

3 事業期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日までの1年間とする。

4 事業内容

事業区分	内容
(1) 講習会開催助成事業	各団体が県外講師等を招聘し開催する指導者講習会、審判講習会等に対し、開催経費の一部を負担する。 ※1件の開催につき、 <u>3万円を限度として</u> 予算の範囲内で負担。
(2) 研修派遣助成事業	中央競技団体等が主催する講習会や研修会に所属指導者を参加派遣する場合の経費の一部を負担する。（日本スポーツ協会公認資格などの資格取得講習会も可とする。） ※1件の派遣につき、 <u>3万円を限度として</u> 予算の範囲内で負担。

※「講習会開催助成」または「研修派遣助成」どちらか1件のみの申請となります。

5 助成対象経費

謝金（指導者謝金、講師謝金、運営役員謝金等）、旅費（交通費、宿泊費）、消耗品費（比較的短期に消耗させるもの、テキスト代等も可）、印刷製本費（資料作成費用等）、会場費（バス借り上げ料等）、保険料（指導者スポーツ傷害保険料）、通信運搬費（要項、郵送代等）、講習会受講料、参加料等

6 申請方法

別紙計画書（様式5）を記入し、開催1ヶ月前までに長岡市スポーツ協会へ提出すること。
※日時や会場などが「未定」や「未記入」の場合は受付できません。

7 報告と助成金の支払について

- (1) 所定の様式（別送）に必要事項を記入のうえ、事業実施終了後2週間以内に事務局に提出すること。
- (2) 報告書の内容を審査のうえ、助成額を確定し、助成金を支払う。（当協会登録口座へ振込）
- (3) 報告書には①開催要項、②当日資料、③参加者名簿、④助成金充当項目の領収書コピー、
⑤写真を添付すること。

【提出先・問い合わせ先】
(公財)長岡市スポーツ協会 担当：加藤・鹿目
TEL 34-2130 FAX 34-2170
メールアドレス n-kyogikojo@n-spokyo.or.jp